

「はい、こちら企業の労働10番です」。

電話は、有給休暇の取り扱いにお困りの総務担当者様でした。

「当社で10年くらい勤務していた従業員Aが、約1か月後の退職の申出をしてきました。A

の買上げに応じなければならぬでしょうか。

また、買上げた場合の税務上の処理はどうなりますか」との相談です。

1、年休の買上げについて

(1) 年休の買上げ

とは

使用者が、労働者に対して金銭を支払うことにより

年次有給休暇(以下「年休」)の権利を買上げ労働者の年休の残日数を減らすことをいいます。

(2) 原則は労基法
39条違反

おおにし社会保険労務士事務所所長
名北協会ホワイト企業推進室長・医療労務コンサルタント

特定社会保険労務士 大西正高

年次有給休暇の買取



ア、法定外年休の買上げ
法定日数を超えて与えられて
いる有給休暇日数分に関しては、
就業規則・労働協約・労使間の
合意により適法に行なうことができます。

イ、時効消滅した年休の買上

げ
労働者の年休権は2年の消滅時效にかかります。労働者は、時効消滅した年休権行使出来

労働者が有給休暇の買取を希望する場合は、有給休暇の買取の金額には決まりはないため事前に会社と有給休暇の買取の金額を確認・交渉する必要があります。

2、退職時の年休買上げと税務処理

(1) 退職所得(ウ・退職による消滅した年休の買上げ)

ないため、労働者の現実の休業が妨げられる場合に該当しません。

ウ、退職により消滅した年休の買上げ

今回のご相談のケースです。

年休は労働契約の存続を前提としており退職し労働契約が終了

ことになります。労働者が現実に所定労働日に休業しなければ意味がありません。金銭支給で年休を買上げることは年休の趣

はほとんど年休を使つておらず、使つていない年休を買取して欲しいと言つてきました。Aの上司は、退職までの期間で年休の取得を勧めましたが、残務整理で年休の取得は出来ないので年休を買取つてほしい、との一点張りです。当社としては、年休

労働者が年休権行使して現実に休業することを妨げる場合に該当しません。

(4) 結論

労働者が使用者に対して未消化の年休を買取るよう請求する権利は認められていません。

ア、法定外年休の買上げ
法定日数を超えて与えられて
いる有給休暇日数分に関しては、
就業規則・労働協約・労使間の
合意により適法に行なうことができます。

イ、時効消滅した年休の買上

げ
労働者の年休権は2年の消滅時效にかかります。労働者は、時効消滅した年休権行使出来

法定外年休の買上げ・時効消滅した年休の買上げ、イ・時効消滅した年休の買上げ

法定外年休の買上げの場合は、「本来退職しなければ支払われないもの」ではないので退職所得には該当せず、また退職時に支払われたとしても在職者と同様の基準で支払われるべきものであり「給与所得」となり源泉所得税も給与所得に対する課税となります。

【まとめ】

使用者は、労働者からの年休の買上げの申出に応ずる義務を負いません。

仮に応じた場合、退職時の年休の買上げの際に支給する金銭は、「退職所得」となり退職所得での源泉所得税となります。

イラスト・木村武司